

建設工事を受注された皆様へ

工事請負契約締結後における単価適用年月変更について、運用基準を定めたのでお知らせします。

該当する工事において、当初契約締結後に単価適用年月の変更を請求する場合は、運用基準にしたがって請求するようお願いいたします。

なお、本措置により請負代金額が変更された場合は、国土交通省からの要請「技能労働者への適切な賃金水準の確保について（平成 25 年 3 月 29 日付け国土入企第 36 号）」の趣旨に則り、下請企業との契約や技能労働者への賃金の支払いについて適切な対応を図られるようお願いいたします。

記

1 趣旨

東日本大震災津波に伴う復旧・復興工事が本格化するなかで、特定の資材価格や労務単価等が短期間に高騰し、積算時点で設定している設計単価と工事請負契約締結時点での単価に差が生じている可能性があることから、当初契約締結後に単価適用年月を変更し設計単価を変更する場合の運用基準を定めました。

2 対象工事

対象となる工事は、次に掲げる全ての事項を満たす工事とします。

- (1) 盛岡市が所管する建設工事であること。
- (2) 平成 25 年 3 月 29 日以降に当初契約を締結する工事であること。

3 運用基準等

「運用基準」及び単価適用年月変更請求書の様式は、盛岡市ホームページの「事業者の皆さんへ」→「市の発注契約」→「建設工事・建設関連業務委託」→「建設工事等に係る入札・契約制度」の中に「工事請負契約締結後における単価適用年月変更の運用等について」として掲載しております。

※インフレスライド条項について

「インフレスライド」とは、工事請負契約約款第 25 条第 6 項に基づき、「予期することのできない特別な事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不相当となったとき」に、請負代金額の変更を請求できる措置です。

盛岡市では、平成 24 年 2 月 20 日以降に完成した工事から適用しておりますが、改めてお知らせします。詳細については、上記と同様に盛岡市ホームページの「建設工事等に係る入札・契約制度」の中に掲載しております。